

令和6年 第1回宇城市農業委員会総会議事録

日時：令和6年1月10日（水）

午後2時00分から午後2時39分

場所：宇城市役所本館3階大会議室

○出席委員

（農業委員）

1 番	欠	2 番	五嶋 一精	3 番	田尻 かほる
4 番	松川 奈保美	5 番	村嶋 政弘	6 番	河野 公明
7 番	橋本 孝博	8 番	山田 哲郎	9 番	坂本 茂義
10 番	百家 美代子	11 番	吉富 訓生	12 番	北岡 誠司
13 番	本田 久				

（農地利用最適化推進委員）

中田 修	山本 祐精	松下 潤一
富武 聖一	河野 道也	上田 誠
吉利 健	早川 一伸	中塘 万格人
欠	田中 起代登	澤村 賢治
上村 君博	森田 良光	吉川 勝弘
欠	河島 陽一	野田 眞語
小田 直之	欠	

○欠席委員

農業委員

村山 安次

農地利用最適化推進委員

近藤 洋之

竹村 寛治

杉田 雅宏

○事務局出席者：（事務局長）園田 弥生 （審議員）林田 直樹 （主任主事）中山 由里子

議事日程（開議：午後2時00分）

日程第1 議席の指定について

日程第2 議事録署名委員の決定について

日程第3 会期の決定について

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第6 議案第3号 農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について

開 会 (午後 2 時 00 分) 職務代理者の号令による起立・礼

事務局長 ただ今から令和 6 年第 1 回宇城市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会への出席者は、農業委員総数 13 名中 12 名の出席でございますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項及び宇城市農業委員会会議規則第 7 条の規定に基づき、総会が成立することをご報告申し上げます。
開会にあたりまして、百家会長がご挨拶申し上げます。

会 長 改めまして明けましておめでとうございます。今年もどうぞよろしくお願い致します。今年には元旦から能登半島地震があり、また二日には羽田空港で旅客機の事故があり、本当に被害を受けられた方々へ心よりお見舞い申し上げます。また、私たちも 7 年前に震災に遭っていますのでいろいろと皆さんから過大なる支援を頂き有難く思っていた 7 年前が、本当に現実に今あるような気がして思い出します。いろいろと皆さんも要請があるかもしれませんので、心良く支援をして頂ければ有難いと思っています。よろしくお願い致します。
またですね、2 月の研修が総会後に事務局より連絡がありますのでどうぞよろしくお願い致します。

議 長 それでは、これより令和 6 年第 1 回宇城市農業委員会総会を開催いたします。
日程第 1、議席の指定を行います。
中立委員の欠員に伴い、市議会の選任を得られました小川町の吉富訓生さんが、令和 5 年 1 2 月 2 0 日付で市長から任命されました。
吉富訓生委員の議席番号は、前委員の議席番号「1 1 番」とします。
吉富委員、議席へ着席お願い致します。

議 長 日程第 2、議事録署名委員の指名を行います。
署名委員は、会議規則第 15 条第 2 項の規定により、12 番 北岡誠司委員、2 番 五嶋一精委員を指名いたします。

議 長 日程第 3、会期の決定を議題とし、お諮りいたします。
本総会の会期は、本日 1 日と決定したいと思いますが、ご異議のない方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって本総会の会期は、本日 1 日と決定されました。

議 長 日程第 4、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。

議案第 1 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について
次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和 6 年 1 月 10 日提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子
農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第
1 の 2 の (1) の規定により、意見を決定するため審議を求める。以上です。

議 長

それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いします。
調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況がわかるよう
に説明をお願いします。

議 長

申請番号 1 番は、	三角 5	河野道也委員より
申請番号 2 番は、	不知火 1	上田委員より
申請番号 3 番及び 4 番は、	7 番	橋本委員より
申請番号 5 番及び 6 番は、	小川 1	森田委員より

それぞれ説明を求めます。

**河野道也推進
委員**

申請番号 1 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は経
営規模拡大による売買になります。譲受人は柑橘を栽培されている専業農家で
あり、農作業に従事する人数、農業機械の所有状況からみて取得後においても
農地の全てを効率的に利用すると認められ、地域との調和要件にも支障はない
と認められることから許可は可能と思われます。ご審議よろしくお願いま
す。

上田推進委員

申請番号 2 番について説明します。詳細は記載のとおりです。場所は〇〇の
〇〇地区の堤の目の前になります。譲渡人は現在〇〇市に在住で毎年草刈りだ
けの管理となっておりました。その管理も業者に頼まれての草刈りという事で
この農地の横にある譲受人に相談されたところ、私が作りましょうという事で
話がまとまったようです。何分、狭小地という事でこちら迄来るのも大変だと
いう事で、これから野菜を作って耕作される予定です。何ら問題ないかと思わ
れます。よろしくお願いします。

橋本委員

申請番号 3 番について説明します。詳細は記載のとおりです。場所は〇〇町
〇〇の〇〇の南側です。渡人は〇〇さんで受人はその息子さんで、何ら問題な
いかと思います。名義変更となります、よろしくお願い致します。

また、申請番号 4 番は〇〇の東側にあります。詳細は記載のとおりです。
受人は〇〇をされていた方でかなり詳しいと思います。よろしくお願いします

す。

森田推進委員 申請番号 5 番について説明します。詳細は記載のとおりです。場所は〇〇公民館のすぐ前の土地です。申請事由は経営規模拡大による売買です。何の問題もないと思います。

申請番号 6 番は、〇〇線の県道を〇〇から〇〇へ行くその道沿いにありまして、申請事由は経営規模拡大による売買となっておりますが、受人は高齢の方で、実際は会社を定年された息子さんが来ていますのでジャガイモやサツマイモでも作ろうかなと話をされていました。何の問題もないと思います。よろしくをお願いします。

議 長 ただ今、申請番号 1 番から 6 番について、各委員よりそれぞれ説明がありましたが、案件について何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して発言をお願いします。併せて推進委員にも質問、ご意見をお尋ねします。

(意見なし)

議 長 意見も無いようですので、申請番号 1 番から 6 番について承認される方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって申請番号 1 番から 6 番は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 5、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。

議案第 2 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局 議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について

次のとおり許可申請があったので審議を求める。

令和 6 年 1 月 10 日提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子

農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 1 の (4) のアの規定により、意見を決定するため審議を求める。以上です。

議 長 それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いします。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況がわかるように説明をお願いします。

議 長

申請番号 1 番は、	7 番	橋本委員より
申請番号 2 番は、	松橋 1	中塘委員より
申請番号 3 番は、	松橋 2	近藤委員に代わりまして
	8 番	山田委員より
申請番号 4 番は、	松橋 5	上村委員より
申請番号 5 番は、	小川 1	森田委員より
申請番号 6 番及び 7 番は、	13 番	本田委員より

それぞれ説明を求めます。

橋本委員

申請番号 1 番について説明します。詳細は記載のとおりです。場所は〇〇町〇〇で〇〇から〇〇へ入った道路ですけども、約 250m 位行った右側の土地です。総会資料の 2、3 頁をご覧くださいと、ここに受人の〇〇という事で写真を見られると分かると思いますが、この土地を受人から購入したいという事で申請がありました。水路、排水も写真を見て分かるようにちゃんと U 字溝があって、別に何も問題ないと思います。資材置場として使用されるそうです。以上です。

中塘推進委員

申請番号 2 番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用事由が駐車場及び資材置場となっております。場所は〇〇工場の北側にあたり、西側に現在駐車場として利用されているその上の方になります。ずっとこの土地は受人の土地でここ十年位遊休地となっていた土地で、整備されていいかなとも思います。

排水の利用はありません。隣接はございません。売買価格もこれ位が妥当だと思います。何ら問題ないかと思われます。よろしくお願い致します。

山田委員

申請番号 3 番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用事由は個人住宅となっております。受人の住まいが手狭になり、現在の住まいに近い本申請地を選定されました。隣接する土地と一体的に整備される予定で、事業面積は〇〇〇㎡となっております。その内の畑部分の〇〇㎡が申請地となっております。現地確認時に砂利、造成の痕跡が見受けられた為、始末書添付となっております。隣地に農地はなく排水同意も取られており、何ら問題ないと思われます。ご審議よろしくお願い致します。

上村推進委員

申請番号 4 番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用目的は資材置場で、受人が資材置場として購入されるという事で当該土地を確認しました所、資料の 8、9 頁を見て頂きたいのですが、当該土地の北側の所に受人が法面を作られておりまして、始末書添付となっております。それと区長の排水同意は取られております。隣接につきましては 1 件だけ相続人が不明という形

で取られておりませんが、極力取って頂く方向で対応されておりますけども、文書がついていますので特に問題ないかと思います。ご審議よろしく願いします。以上です。

森田推進委員

申請番号5番について説明します。詳細は記載のとおりです。先ほどありました3条の5番が〇〇〇-2でこちらが〇〇〇-1なんですね。地図で見られると分かりますように、グリーンの部分がこの案件でありまして、写真で見ると道路の左側の方に〇〇公民館が図面の中にありますけども、こういう場所です。

排水同意も区長より何ら問題ないように準備をしているという事で伺っております。よろしくお願いします。

本田委員

申請番号6番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用事由は太陽光発電設備を設置する用地の売買です。場所は〇〇より南東に300m位の場所になります。譲受人は再生可能エネルギーの固定価格買取制の認定を受けず、発電した電力については送電線を介し、自家消費するための電力として利用するということです。排水同意、隣接同意もあり許可は可能かと思われます。審議の程よろしくお願いします。

続きまして申請番号7番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用事由は〇〇の器具資材、在庫品などの資材置場及び従業員駐車場になります。場所は〇〇の北側になります。貸人と借人は義理の兄弟で借人は現在〇〇町で〇〇の販売店を経営されており、現在の資材置場や駐車場が大雨時には浸水するという危険性があり、申請地は比較的高台なので浸水の恐れも低いという事で、この土地を選定したという事です。排水同意もあり許可は可能かと思われます。審議の程よろしくお願いいたします。

議 長

ここで事務局より、案件についての農地転用許可の検討事項について説明をお願いします。

事務局

それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明を申し上げます。転用目的等につきましては、先ほど委員の皆さまから報告がありましたとおりです。

申請番号1番から3番及び6番は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当し、農地区分は第2種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

申請番号4番は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ではありますが、既存施設の面積に対する面積に対して拡張する面積が2分の1以下であり、第1種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。

申請番号５番は、１０ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第１種農地ではありますが、集落に接続して転用されるものであり第１種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。

申請番号７番は、幅４m以上の道路に上・下水道が埋設され、概ね５００m以内に〇〇支所と〇〇小中学校があることから農地区分は第３種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。以上です。

議 長 ただ今、申請番号１番から７番について説明がありましたが、案件について何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

河野公明委員 はい。

議 長 はい、河野委員お願いします。

河野公明委員 ６番についてお伺いしたいのですが、この金額は反当りなのかそれとも総額なのか。

議 長 事務局お願いします。

事務局 総額になります。

河野公明委員 はい、わかりました。

議 長 ありがとうございました。ほかにどなたかありませんか。

野田推進委員 はい。

議 長 はい、野田委員お願いします。

野田推進委員 申請番号７番について質問致します。
永年と書いてありますが、永年ただという事でしょうか。

議 長 本田委員お願いします。

本田委員 私もその点は聞いておりませんが、嫁さんの弟にあたるので話のできたのではないのでしょうか。よろしいのでしょうか。

野田推進委員 はい。

議 長 ありがとうございます。ほかにどなたかございませんか。

山本推進委員 はい。

議 長 はい、山本委員お願いします。

山本推進委員 ちょつとお尋ねです。3 番ですが写真も出ておりますが、これはブロック塀の中に申請地が入っているのでしょうか。それと、側溝を含めて申請地という事ですか。

議 長 事務局お願い致します。

事務局 側溝が入っているかどうかという事でしょうか。

山本推進委員 字図を見てみますと、ちょっと出っ張りがあるんですけどもその出っ張りがこの排水ではないかと思うんですけども、ブロック塀が入ってちょつと出てそこまでを含めてなのかなと思ひまして。申請地が側溝を含めてなのでしょうか。

事務局 総会資料 7 頁の写真で見ますと、ブロック塀の隣に側溝が入っていると思いますが、そこも含まれていると思います。

議 長 いいでしょうか。

山本推進委員 はい。

議 長 ありがとうございます。
ほかに意見はありませんか。
(意見なし)

議 長 それでは意見もないようですので、申請番号 1 番から 7 番について、承認される方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって議案第 2 号の農地法第 5 条の規定による許可申請について、申請番号 1 番から 7 番は原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 6、議案第 3 号「農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用

地利用集積計画の決定について」を上程し、議題といたします。

議案第3号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第3号、農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について

次のとおり農用地利用集積計画案について、審議を求めます。

令和6年1月10日提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農地利用集積計画について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の(1)の規定により農用地利用集積計画案を決定するため、審議を求めます。

議 長

議案の賃貸借権設定、使用貸借権設定については、各委員に送付しておりました総会議案により確認してきておられると思いますので、案件ごとの説明は割愛させていただきます。それでは、議案131ページから134ページの所有権移転の申請番号401番から407番について、事務局より説明を求めます。

事務局

議案の131ページから134ページです。

今月は、農業公社が買入れますのが3件、農業公社が売り渡すのが4件です。面積は、4件の地目は田、3件の地目は畑となり、面積は13,790.51㎡です。売買価格は総会議案記載のとおりとなっております。

ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、各案件について、何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問、ご意見をお尋ねします。

森田推進委員

はい。

議 長

森田委員お願い致します。

森田推進委員

405番ですが、受人の右の自作地は〇〇〇〇〇㎡ありますけども、経営が入っていませんけども、これは経営がなくて自作というのは。

議 長

事務局からお願いします。

事務局

今のご質問にお答えいたします。

今、お話のとおり経営の面積が抜けておりますけども、この農地につきましては後々、譲受人の子どもさんが新規就農予定という事で耕作を予定しており

ます。現在の所、大学生という所で経営面積が入っておりませけども、いずれここは当然耕作して頂く形になりますので、その点ご了解頂ければと思います。

議 長 それではほかにどなたか意見はありませんか。

（ 意見なし ）

議 長 意見もないようですので、議案第 3 号について、承認される方の挙手を求めます。

（ 委員挙手 ）

議 長 全員挙手です。よって議案第 3 号は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 それでは最後に、農地形状変更届について事務局より報告をお願いします。

事務局 136 頁の農地形状変更届につきましては、現地確認後、現地確認通知書を送付しておりますので、総会議案をもって報告とさせていただきたいと思います。以上です。

議 長 これは報告案件ですので、了解をいただきたいと思います。

議 長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。
これをもちまして、令和 6 年第 1 回宇城市農業委員会総会を閉会いたします。
慎重なご審議、ありがとうございました。

閉 会 （午後 2 時 39 分）職務代理者の号令による、起立、礼。